

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年6月18日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和6年6月18日（火） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年6月18日（火） 午後3時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

（2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （9番）松田 祥治
（10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子
（14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌
（18番）横木 勉

(2)欠席者（1名）

（1番）池田 静枝

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第40号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第41号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用

地利用集積等促進計画の公告)

報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第35号 農地法第18条(通知)

報告第36号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第37号 農地法施行規則該当転用届について

報告第38号 現況証明書の発行について

報告第39号 許可申請取下について

報告第40号 届出の取消申請について

報告第41号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

6番 倉重 俊則委員

7番 木原 伸二委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和6年6月の月例総会を開催いたします。

本日は1番、池田委員が御欠席でございます。過半数の委員が御出席でございますので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、議長として議事の進行のほうをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、議事進行をさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、6番の倉重委員さん、7番の木原委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第36号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第36号、初めに議案の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書の1ページ、受付番号1、2、3、こちらの受け人の経営面積を修正します。

それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は5件になります。

目的については、所有権の移転が5件です。譲渡理由は、耕作不便が1件、高齢のためが3件、耕作困難が1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番から3番まで一括して説明いただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。まず、議案第36号の1番は、所有権移転の申請です。現地確認につきましては、6月の10日に自己で実施しましたので、その調査も含めて報告します。資料につきましては、1から4ページということで、2ページと3ページを開いていただけたらと思います。

申請地は、————のすぐ北側にある2種農地で、——という地区になります。先月、5月15日の月例総会のときに、議案として第29号の1番で許可した農地がこの近くに3筆ありまして、今3ページのほうで左側のほうにあるんですが、————とそれからそのすぐ下の————、それからちょっと右側なんです、————が該当しておりまして、今回の申請地につきましては、これらと農地がつながっておるということでございます。

それから、譲受人につきましては同一人ということになります。今回の申請地は、2筆となっております。農地番号の————なんです、これにつきましては現在田植えが行われていまして、これは譲渡人が植えたもので、今年は譲渡人が管理して収穫するということになっておるところです。

それから、農地番号の————ですが、こちらのほうは土が入れられまして、草刈りによる保全管理が行われておるという状態です。それから西側のほうの一部に、簡易な小屋が建てられていまして、1棟が残されたという状況です。この小屋につきましては、譲渡人の——からあるということで、————のほうから聞いております。

それから、小屋の件につきましては譲受人から聞いたところなんです、農地とともに現状のまま譲り受けて、小屋については撤去して農地に戻すか、これを利用して農機具やそれからその他の農業用の資材ですか、こういったものの保管に使用するか、今考え中であるという状況だという話でありました。小屋を残すのであれば、後で転用の許可を申請するよう、こちらのほうから申し伝えております。

次に、営農計画についてですが、先月の分と同様で、ハウスの建設から入って野菜作りを計画しておられます。申請地につきましては、かなりの整備が必要ということで、当面は——でハウスの建設については、————も入って本格的に行っていくという計画だそうです。

それから、ハウスの具材については、——からの調達にもう既に着手しておるという話を聞いております。それから、建設するハウスについては、全面積15aで9棟を予定しておられまして、今年の8月から建設を開始して、来年の7月に完成を目指すということで、その後、作付につきましては春菊を来年の8月から、続いて8年の3月からキュウリを植付けしたいというふうな話がありました。

次に、農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、機械を持っておられますし、労働力も確保されているということで、農地の全てを効率的に利用できると思われます。

4号の農作業常時従事要件について、——とも可能で問題ないと思われます。

それから、6号の地域との調和要件について、地元の方でありますし支障はないと考えます。

2号、3号、5号については、該当していません。

続きまして、議案36号の2番について、これも所有権移転の申請です。現地確認も、6月10日に一緒に実施して、調査も終わっております。資料につきましては、5ページから8ページということで、6ページと7ページのところを見ていただきたいと思います。

申請地につきましては、議案36号の1番の隣り合わせということで、2種農地ということになります。申請地につきましては、以前は荒地で耕作放棄地の緑判定していたところですが、近年、管理が実施されて改善されたのを確認して判定を見直した農地です。今は、草刈りによる保全管理が行われているという状況です。

譲渡人については、——ということで、——というふうな話も聞いております。申請地以外にも、農地があるんですが、どこも耕作されておらず、今回の話になったというところがございます。

譲受人については、議案36号の議案と同様ということでございます。農地法第3条2項の農地の権利移動の制限に関する事項についても同様ということでございます。

では、続きまして議案36号の3番について、これまた所有権移転の申請ということで、現地確認もそれで行っております。資料につきましては、9ページから12ページということで、10ページと11ページを開いていただきたいと思います。

この申請地も、1番の隣り合わせの農地ということになります。現状は、草刈りによる保全管理が行われているという状態です。申請地のすぐ北側に、農地番号——がありますが、これは譲渡人の農地がありまして、ここでは一部で野菜の栽培も行われているという状況ですが、譲渡人もかなり——の方ということになります。

それから、譲受人につきましては議案36号の1番と同じということでございます。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の整理に関する事項についても同様ということでございます。以上です。審議、よろしくお願いいたしますと思います。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。特に御意見がなかったようですので、一括して採決します。議案第1号、2号、3号を承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで1番、2番、3番を承認いたします。

続きまして、議案第4番、5番、一括して上程させていただきます。

地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。13ページから20ページを御覧ください。議案第36号の4、5、所有権移転の申請です。現地確認を6月11日、事務局2名、14日に熊安委員と現地確認、右田のほうの現地確認を行いました。現地は、——から——mのところであります。

譲渡人にお聞きしましたところ、やはり農地としてちょっと狭くて、もう年をとり、高齢化になりましたので農地として狭いので——のほうにお話をしたということです。

——のほうで、——は——されて、——の——のほうへ移住されていて、連絡が取れませんでした。それで、譲受人の方の複数の無断転用の判明がありましたので、その——が所有されている——の土地を松田委員と田村委員と、事務局と私と現地調査に行きました。

——にお聞きしましたら、畑で果樹を植えてみたけど、やはり水の管理がなかなか難しくってということで、果樹はなかなか難しい。植えてみたけど難しい。それで、今のところ、残土と重機が置いてありました。そういうことで、譲受人の方のいろいろと問題があるようです。でも、——のほうはきちんと田が、稲が植えてありました。御審議のほう、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 はい、ちょっと確認ですが、お話をまとめさせていただくと、全部効率利用要件に問題があるということでしょうか。でも、——のほうを見る限りでは問題ないような気がしますが、ちょっとその辺のつながりが、お話がよく分かりませんか。どういったことなのでしょう。

○藤井会長 ちょっと事務局、説明してください。

○事務局 このたび、譲受人の所有農地を確認しましたところ、計3か所ほど、——で1か所、——のほうで2か所ほど無断転用が確認されました。今、——のほうに関しては、2種農地という場所になるんですけれども、それぞれが農作業場や、あと牧場のような利用をされております。

——のほうに関しては、1種農地で農用地にあたる場所なんですけれども、残土などが積まれて資材置場のような利用になっております。現状としては農地転用自体は、資材置場でちょっと許可が難しい場所になるので、現状回復というものを求めている最中であります。

○藤井会長 ということです。ほかに、御意見ございませんか。

今、事務局から説明がありましたように、——に関しましては水稻をちゃんと作付して耕作をされておるということです。——に関しましては、1種農地を地上げして、今のところ特に耕作されていないということです。これは何年か前に、そういう状況を指摘しまして、畑としてちゃんと利用するよというのを指導しまして、一時、果樹の苗木がずっと植わった時期もあったんですけれども、現在は、またそれも一つもないというような状況にあります。

——のほうは、——されておって、これは——ということ

で——しとるということらしいですけれども、現状はそういうことで、厳密に言えば——の
ほうで、全部効率利用要件に反している現状があるということです。それで皆さんの判断を仰ぎた
いんですけれども、何か御意見がある方、お願いしたいんですけれども。

○6番 ちょっと今のお話をお伺いすると、やはり全部効率利用要件に問題があるのかなというこ
は思います。数年前に指摘されたことが改善されていないということでありますので、どうかな
という感じがいたします。どうでしょう、皆さん。

○藤井会長 ——のほうは、さっき言いましたように果樹を一時、植えとった。その後の状況は、地
元委員さんから説明がありましたけれども、果樹には向かない土地だったという理由のようで、現
状に至っているということらしいんですけれども、その辺のところを含めて皆さんに判断して
いただきたいと思いますし、一つは、今回の申請地が、見ていただければ分かりますように小さな面積
で、なかなかほかの方の利用が難しいような条件ですので、地元の皆さん方としたら、これは耕作
している方がおられるということは大変ありがたい話だとは思うんですけれども、その辺のところ
も含めて、——の件も含めて、総合的に皆さんに判断していただきたいというふうに思いますけれ
ども。何か御意見ございませんか。

一つの考え方としては、今の——の件をちゃんと方向づけをされた段階で、改めて許可をしても
らうというのも、一つの方法ではないかなという思いはあるんですけれども、その辺のところも含
めて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

○13番 松永さんのところの担当のところを、違う日に事務局と一緒に見に行ったんですが、その
——のほうの1種農地なのに、そこがもう物置場というか、資材置場みたいになっているんですね。
周りは全部1種農地で、1種農地はなかなかそういうことができないはずなのに、そういうふうな
資材置場になっているし、ものすごく範囲が広い、田んぼが広いんですよ、そこが。2反くらい
ありますか、すごく広いところで、そこは1種農地として農業をされたらとてもいいところじゃ
ないかなと私は思いました。

○藤井会長 ——の地元委員さん、どうですか。御意見をお伺いしたい。

○8番 8番の田村ですが、——がこれを、——の場所を申請されたときに、——やら見に行っ
たら結構営農されて、1haくらい営農されておって、——と聞いたところによると、当時そこ
の——のその場所を拠点にして、——の周りも営農していきたいという旨を話されていたので、あ
る程度私としては期待はしていたんですけど、なかなか現状はそういうことではなく、どちらかと
いうと資材置場的な感覚でずっとここを来られているので、その点どうだろうかなと思いながら、
今日に至っています。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。今までのいろんな話を聞かれて皆さん方どうですかね。——
—という方は、元々が——みたいなのをやられとった。どうぞ。

○10番 10番、貞平です。——の話というのは何で許可が下りたんですか。許可が下りしたのは。前回許可を下りしておられるんですね。1種農地は。その許可と今が変わっておるなら、そこで直さすようにはならんですかね。直されればそれで今回はオーケーだと思うじゃけど。前回、——の許可を取ったときに、どういう許可を下したか、その許可に基づいて修正できるのかどうか。

○藤井会長 事務局、そのときの状況は分かりますか。私が確認しておるのは、畑地造成をして物を植えるということしか確認していないんですけど、その流れはなかったんですかいね。事務局、詳しいことが分かれば。

○事務局 ——年近く前ですかね、第3条で許可が下りまして、その当時に畑地造成も出たようです。畑に造成して果樹を植えるというお話があったようですね。

○藤井会長 そういう流れで許可を出して、その後、あそこで——をやりたいということで、何かちょっとした建物を建てられたんですね。それは許可が下りないということで撤去をさせたんですけれども、その後、果樹を植えていただいたんですけれども、現状はまた何も耕作されていない。重機が置かれておると、残土がちょっと積み上げられているような状況なんです。

だから、畑地造成として許可を出していますから、ちゃんとそれなりの当初の目的に沿ったものを実行していただければ問題はないと思うんですけれども。どうですかね。今の状況ですと、明らかにこれ全部効率利用要件には適応しているとは思えない状況なんですけれども。

——のほうの——のほうは一応——、—————するために——されるということで、確実にはっきり無断転用とまでは今言えないような状況ですので、そちらのほうはまだ特別な扱いにしても、——のほうだけでもちゃんとしてもらいたいなという思いはあると思うんですけどね。

御意見ないようでしたら——どうぞ。

○6番 たびたびすみません。6番、倉重です。この——の農地なんですけど、面積はトータルで大ざっぱに500m²ぐらいですね。このぐらいにしたら近所に作ろうという方はおられませんでしたか。松永さん。

○12番 ——が、あの辺りを——あたりぐらいずっと、耕作不能の方のを作りよってみたいです。あの辺りを。——が。というお話聞いておりましたがね。

○藤井会長 だから先ほど言いましたように、あの辺りにちょちょっと作られておられるから、あの辺りではちゃんと耕作されておって、地元の農業には貢献されておる方ですので、ただ全体を見たときに、全部効率利用要件に反するということですので、取りあえず、——の件をはっきりしていただいて、その後、今回の件をはっきりさせていただくということがいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、何か皆さんの意見があればお伺いしますけども。どうぞ。

○2番 2番、石川です。この方、私の担当の——在住で、今、担い手にしているような方ですが、——が大体主なんですよ、耕作は。——へ行かれたときに、さっきの話じゃったら——でも同じ

ようにということなのですが、進出を失敗したのか、あるいは何で畑地にしちゃったのかが、いまいちよう分からんところなのですが、畑地造成した後に——をやるとか、いろいろ試しされているようですが、何しろ1種農地なんで何もできんというのが、理解がまだされてないような気がします。ちょっと——で畑地造成というのは、初めからちょっと不思議だなとは思いますが。

そこはいいにしても、そうするとやっぱり畑に何か植えてもらおうというのが条件でしょうね。今、機械があるとか、盛り土があるとかいうのはもうこれ全部のけていただいて、畑として何かを植えていただくという、果樹でもやりようにやってはできるはずなんで、果樹が難しいというその一言では片付けられん部分があると思いますんで、その辺で指導をお願いできればと思います。

○藤井会長　じゃあ、そちらの方向でちゃんと対応しますという、確約計画書が出れば認めるということではよろしいですか。いやいや、それじゃいけん。ちゃんと、はっきりそこを有効活用してからという御意見もあろうかとは思いますが、そこまでは予定しなくてもよろしいですか。どうぞ。

○6番　これは仮の話であります。果樹をもしやるということであれば、手を差し伸べることも可能になります。実際、本当に相談いただければ、本当にやるのであればそういうところに相談に来ていただければいいのかなと思います。その辺りの計画もしっかりしていただいたらいいのかなと。

○藤井会長　その折にはぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

じゃあ、——の農地について今後の計画をしっかり立てたものを提出していただくと、それを確認してからの許可するかどうかを判断するという形でよろしいでしょうか。事務局、それでからもう一回確認してみてください。それが出てくれば、改めて検討しますということで。

それでは、4番、5番はそういう形で、その確認待ちという形にさせていただきたいと思います。それで御了承いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。賛成多数で保留という形にさせていただきます。

続きまして、議案第37号、事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第37号を御説明いたします。議案書は2ページ、資料は21ページからとなります。

議案第37号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は農作業場の設置です。

受付番号1は、農作業場の設置です。資料は21ページからになります。農地の種別は、集団農地面積7.9haの農地で、農地法第4条第6項第1号イに該当する農用地区域です。農用地区域計画変更手続済みです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長　第1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。議案第37号1は、今、農業施設用地に転用するという申請です。6月7日に、横木委員、市職員2名と私4人で現地確認をしました。6月14日に、所有者から聞き取りを行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、お手元資料の21ページから22ページのとおりですけど、———の———から、真ん中あたりからちょっと下った———mくらい入った———のそばにあります。———は、ここは農用地区域で原則不許可ですが、法第4条第6項本文ただし書きに該当し、24ページの事業計画書のとおり、飼料用米と育苗のための農業用施設用地として利用するという事で、農用地区の地域計画は変更済みです。しかし、これは現地は、これは既に造成されて、ほとんど造成されておりまして違反転用にあたるわけですね。

最初、これ———のそばですから目につくんですけど、3分の1ぐらい造成したり、真砂が持ってきてあったりしたんですけど、これは違反転用、許可を取っていないということで違反転用ということで、農林水産振興課に用途変更の相談に行ってくださいということになりまして、ただ書類の申請関係、添付書類関係を全部自分でされたということで申請も遅れたんですけども、一方では造成のほうも、真砂の搬入事情とかいろいろ言われて、並行して行われていたということがもう事実です。

本件も、本来なら事前に承認を取って造成を中止することが当然必要なところでしたが、事後承認という形になります。始末書は提出されていますが、御本人様はそういう書類を書いたような気がする。たくさん書類を出したというようなことを言っておられましたが、始末書は提出されています。

次に、一般基準です。転用の確実性とか、周辺への営農には支障を及ぼすおそれはないということで、許可基準には該当すると判断いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

申請人は、この会議でもいろいろ名前が出てくる、担い手の一人でございますから、ちゃんと予定どおり営農やっていただければそれでいいんじゃないかなというふうに思いますが、この事業計画書なんかを見ても、未記入のところがほとんどあって、ちょっとこれしっかり必要なところが記入していないやつは受け付けんでください。これからは。事務局。

耕作面積も何も書いていないし、御自分でやられておるから雑なんでしょうけども、25ページの予定計画も何か線が引っ張っちゃうだけで、もうちょっとしっかりとしたものを出すように指導してほしいものだというふうに思います。

ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。今、会長で言われているように、事業計画書の未記入部分で、耕作地とか、その辺が全く未記入で判断しづらいんですが、実際その育苗箱———箱が必要なほど、この方

は耕作されているのでしょうか。

○藤井会長 事務局、今そこ、依頼人のデータありますか。——近くはあるでしょう。

○事務局 ——ほど経営面積としては取るとあります。

○4番 ——あるんだったら堂々と書いてほしいですよ、これは。そういうことだと思います。以上です。

○藤井会長 以前からも、先ほど言いましたように出てくる方なんですけれども、中心はこの——地区なんですけれども、——にも圃場がありますし、——にも圃場があるということで、それぞれがちゃんと管理できているかどうかは甚だ疑問なんですけれども、規模拡大の意欲はお持ちのようですので、当然こういう施設も必要なのかなという思いはあります。ただ、先ほど言いましたようにちゃんとしたものを提出していただきたいということです。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 いいですね。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第38号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第38号、初めに図面資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案第38号の12について、図面資料118ページの事業計画書を差替えいたします。修正連絡票の裏面に印刷してございます。

それでは御説明いたします。議案書は3ページ、資料は27ページからとなります。

議案第38号は農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は13件です。転用事由の内訳は、太陽光発電設備が12件、工場用地が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は27ページからになります。農地の種別は、集団農地面積5.8haの農地で、——から340mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は35ページです。農地の種別は、集団農地面積5.8haの農地で、——から260mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号3は、太陽光発電設備です。資料は43ページからになります。農地の種別は、集団農地面積5.8haの農地で、——から270mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号４は、太陽光発電設備です。資料は５１ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から４２０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号５は、太陽光発電設備です。資料は５９ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から３２０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号６は、太陽光発電設備です。資料は６７ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から３９０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号７は、太陽光発電設備です。資料は７５ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から２９０mに位置する規則第４３条第２号に該当する第３種農地です。

受付番号８は、太陽光発電設備です。資料は８３ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から３７０mから４５０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号９は、太陽光発電設備です。資料は９１ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から２９０mに位置する規則第４３条第２号に該当する第３種農地です。

受付番号１０は、太陽光発電設備です。資料は９９ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から２９０mに位置する規則第４３条第２号に該当する第３種農地です。

受付番号１１は、太陽光発電設備です。資料は１０７ページからになります。農地の種別は、集団農地面積５．８haの農地で、————から３５０から３７０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号１２は、工場用地です。資料は１１５ページからになります。農地の種別は、集団農地面積０．３haの農地で、————から３９０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。開発許可申請中です。

受付番号１３は、太陽光発電設備です。資料は１２１ページからになります。農地の種別は、集団農地面積７．８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長　１番から１１番まで、これは大道の同じエリアの太陽光発電の申請ですので、一括して説明していただきたいと思いますので、地元委員さん、よろしくお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案38号の1から議案38号の11までの11件、これは全て太陽光発電の設置に関する案件で、議案書の27ページから114ページまで、場所は———
———というのが———にあるんですが、その南側の一带、防府市役所の大道出張所から北西へ、近いもので——m、遠いもので——mで、その辺に固まっておるということでございます。

全体なこの案件が出てくるページが59ページかな、59ページを御覧になっていただきたいと思うんですが、ここも1から11まで全部ここへ案件の配置が出ておりますんで、ここでちょっと簡単に説明したいと思います。

今回の、この中でまず38号の1というのが、ちょっと今、緑の印の一つ左のほうにあるんですが、そのすぐ上に横長の分があるんですが、それは畑で申請できません。その上に細長いひょうたん状の分があるんですが、これが今回申請が出されていない部分ですね。

それと38号の11の右側に3枚ほど白い分があるんですが、これも今回申請が出されていません。そしてそのすぐ右側に横長に1枚の三角形があるんですが、これはちょうど———の崖のようなものですね。下だけは少し農地があるというような格好のものです。そして一番上の三角で斜線がしてある3枚ほどあるんですが、これは今年の初めに申請がなされておるところです。

全体で、譲渡人が一名、——筆で面積は———とかいうことです。譲受人は2社ですね。代理人が3名です。現地確認を、6月11日に事務局2名と原田委員と私とで行いました。譲渡人7名には、11日から13日の間に全て聞き取りを行いました。譲受人2名と代理人3名については、13日に全て聞き取りを終えております。そういうことで聞き取りの結果を報告いたします。

この地域では、昨年10月7日、半年以上前ですね。———と———の2社で合同の説明会が行われまして、今回の地権者、今7名と言いましたが6名が参加をしております。1名は出席されておられませんでしたので、事情は後ほど詳しく、最近聞きましたのでいいということになると思いますが、そのときにいろんな説明やらもありまして、質疑応答もありました。

その後、1週間ぐらいしてそのときの議事録を送ってきております。2社別々に送ってきておりますんで、ここへいろんな書いたのも持っておりますんで、恐らくその中には、例えば草刈りをするとか、私は年4件やってくれって言ったんですが、年4回は無理じゃ、2回にしてくれというようなこともありますし、溝の掃除や災害が起きたときはどうするんかというような意見もいろいろ出ておりまして、そういった関係の対応をさせてもらいました。

今回の申請で、今までと違うのがちょうどこれ34ページを見ていただきたいと思うんですが、これは全体の黒い太い線があるんですが、これを道路を造るようです。メンテナンス道路。大体4mぐらいあるというふうに聞いておるんですが、これが大体真ん中辺から今の下のほうまで通路が設置されるようです。

今回の申請人2名の自治会長にはもう説明済みのようですが、水利組合が非常に関係があるところなんです、ここの水田とその東側のほうは全部、———から水が来るんで、ここもほとんど太陽光で埋まってしまうんで、水利代表者の関係、これは1月に説明に行っとるようですが、その後、水利組合の責任者は変わられまして、3月には変わられて、今回の責任者にはもう説明するよう、コンタクトをとるように言っておきました。

そうすると、今回の水利組合の説明者に聞いたらもう話はしたと。今度は実際に工事をやる時には、また現地に行って詳しい説明をするから、それでええということでございました。大体ざっとですが、以上のような説明でよろしければ、皆様方の御審議のほうをよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見があればお願いします。どうぞ。

○7番 7番、木原です。今回の、何か所か隣接して同じ会社がやってるんですけど、その辺は赤線とかあるんでしょうか。隣接して同じ会社が。大丈夫なんですか。

○14番 それは、2社で一緒に説明会やっていまして、持ち主がばらばらになっておるんで、特段、会社同士でということはありませんでした。説明会のときに。

○藤井会長 事務局、その辺は。

○事務局 そうですね、これ34ページを御覧いただくと、この34ページの絵で、パネルの絵が書いてあるのがAという業者さんで、書いていない、次の35ページとか御覧いただいて、このパネルの絵が書いてないのはもう一方のBという業者さんにあたります。一応、これで見ると、間にちょっと水路とか、何かしら介在しておったりして、結局、隣接にはならないというような格好のようです。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 個別のそれぞれの面積を見ると、建蔽率ぎりぎりのようなものも大分見受けられるんですけれども、34ページの表で説明がありましたように、全体にまたがってメンテナンス用の通路を造るということであれば、これは除外するということで問題はないんですかね、事務局。

○事務局 そうですね。今回の場合はかなり奥のほうまで入っておりますので、基本的にこの通路、業者以外とか地元の方も使えるようにということで開放はされるそうです。今、こちら通路の部分をのけた状態と設置割合等も確認しておったんですけれども、おおむね22%を超えるような形にはなっております。

○藤井会長 ていうのが、2番、———の面積があって、これに通路として五百何ぼとちよるんですよね。それをとるから、結局22%ぐらいに収まっとんだけど、果たしてその通路の広さが妥当なのかという思いもあったんですけれども、今の説明で全体の行き来できる通路の一部はそこに集中しているということであれば問題ないのかなという思いもあるんですが、そういう解釈でえ

えんじょうか。そういう解釈でいいんでしょうか。ということらしい。

ほかに何か御意見ございませんか。これ今後この辺りはまだまだ進むんでしょうね。

○14番 今あるところの東側、ちょうど————の真南くらいのところが、また今、電柱が建つところもありますし、また進むと思います。

○藤井会長 今聞くところによると、ここの地権者で反対されておるのは、今の————さんぐらいでしょう。らしいですから。致し方ないのかなという思いはしております。ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 11番の池田です。————が上がりつとんですね。事業計画書の中に、従業員数一名と書いてあるんですけど、一名でこれだけの事業をやるんでしょうか。事業計画書の、例えば86ページの上から2番目は、資本金————万円、従業員数一名、設立は————。もう最近何か、緊急に作って一名でやるかって、1か所ぐらいやったらできますけど、これで一名、これどうなんですか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 こちらは、たしか先月もちょっと同じような事案がございまして、その際に先日、原田委員のほうに聞き取りいただいたんですけども、こちらのほうは————会社が本体、こはちょっと子会社のような関係でして、実際はちょっと————のほうが対応すると。今回、維持管理等に関しては、今回施工に関してもですけども、————というまた別の会社が維持管理等を行うということで伺っております。ちょっとこれ紛らわしいんですけども、一応そういった状態です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1から11番まで承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1から11番まで承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第38号の12は、賃貸借権の申請です。現地確認を6月11日に事務局2名と原田委員で行いました。6月11日に貸付人に話を聞き、6月12日に借受人と————に電話で聞き取りを行いましたので報告します。

現地は資料115ページから117ページのとおり————の南側に位置しており、農地は農地区分は第2種農地となっています。貸付人は高齢で後継者もおらず10年以上休耕しており、維持管理を————に任せており、今回話がまとまったとのことでした。

差替えの118ページ、事業計画書を御覧ください。借受人は、工場予定地では—————
—————を作るので、騒音は出ない。近郊工場の機械の修理も行う。関係
する道路、水路等の管理者の承認の状況ですが、—————の代表の方に話を聞きました。10年
以上休耕しているので—————はもらっていない。

資料117ページの—————、—————、—————、ここで—————の水は終
わりで、下のほうには水はいかないとのこと。

申請人に始末書を提出するよう要請しております。事業計画書及び被害防除計画書の内容につ
きましても、特に問題点はなく、周辺農地に関わる農業条件に障害を生ずるおそれもないと思
いますので、本件については転用やむを得ないと考えます。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして13番、これは前回、保留になった案件です。本日は、担当の池田委員さんが御欠席
ですので、事務局、状況を説明してください。

○事務局 では、代わりに報告のほうをさせていただきます。

前回の総会終了後に、5月30日に譲受人及びその代理人、それと担当の農業委員及び最適化推
進員、それと隣地営農の営農者の方と事務局で集まりまして、譲受人側から今回の計画に関する説
明を受けました。その際に、隣地営農者の方から太陽光パネルや、あと今回の事業全体に関する安
全性等の質問がありまして、譲受人側がパネルの製造メーカー等に安全性について確認を取りまし
て、後日回答するということになりました。

その後、6月17日、昨日、譲受人からメーカーに確認を取った結果、パネルの安全性について
安全基準を満たしていると回答があったそうです。メーカーからの回答のほうにちょっと時間がか
かったようで、営農者の方への説明はこれから行うということです。

また、除草剤の使用について尋ねたところ、除草剤が地質を変えるための改良剤等薬品類につ
いては使用しないということで、業者のほうからは回答がありました。以上です。

○藤井会長 今、事務局から説明がありましたけれども、何か御意見があればお伺いしたいと思
います。今、説明がありましたように、譲受人側も真摯に対応してきて、いろいろなデータをそろ
えてきておると。ただ、現状、それが届いたのが昨日ということで、近隣の耕作者への説明が
まだ済んでいない、耕作者の意向も確認できていないという状況のようですので、それが
はっきり確認されてから、改めてこの場で皆さんに審議していただければというふう
に思いますので、もう1か月保

留という形にさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、議案第13番を保留とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、40号、41号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第39号を御説明します。議案書は7ページからです。

議案第39号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和6年6月26日、公告予定の利用権設定が4件提出されております。この件の集積面積は5,648m²で、利用権の内訳は所有権の移転が1件、使用賃借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第40号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得、議案第41号農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。議案書は10ページからです。

議案第40号、41号につきましては、県で公告予定の利用権設定が2件になります。農地の集積面積は1万938m²です。

議案第40号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第41号によって貸し付けを行うものです。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入りますが、1件、私に関わるものがありますけれども、このまま進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、何か御意見があればお伺いしたいと思います。どうぞ。

○5番 5番、原田です。議案第39号の2番目ですか、8ページにありますが、ここで、これ賃借権ですね。受け人が———ですか。今まで聞いたことがないんですけど、これはどういうところなのか、説明をお願いします。

○藤井会長 これは———かなんかが、———でからやりよる会社じゃんね。ちょっと事務局、分かる範囲でいいから答えてください。分かんない。———が———を作って、———が、———かどこかあちらのほうで———を作られる。———が———を提供されとるというのが以前報告されていたんです。

ただ、今回これ、この会社が農地を借り入れるということについては、ちょっと私も理解してい

ないんですけど、その辺、事務局何か分かれば。

○事務局 私も、これちょっと聞き覚えのない会社なので、一応、担当のほうに聞いてみましたが、これは新規ではなくて、今までもこの会社のほうへ貸し付けておったというところで、今回は更新ということを知っております。

○藤井会長 じゃ、この会社が利用権設定しておいて、耕作者は——さんかもしれない。農地は——やもんね。

○2番 この会社が農地を耕作する権限がありますか。

○7番 ——さんでしょう。あそこへ、——の。

○藤井会長 ああ、——か。

○事務局 一応、こちらの会社が農地所有適格法人になっております。こちらは賃貸借ということで借りていらっしゃるようですが、所有することもできるということで、一応経営の状態というのは半分以上が農業という要件に該当しているような会社になっております。

○藤井会長 今、それじゃけど、この譲渡人の——何がしさんというのが——さんみたいですね。その辺のところは詳しく調べて皆さんに御報告できればと思いますので、また諮っておきます。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第39号、40号、41号を承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、39号、40号、41号を承認されました。

提出議案は以上です。

報告事項が第34号から41号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

私のほうから、報告第35号、14ページですよ。2番。これ——が合意解約しとるんですけど、これ何か理由があったんですか。

○事務局 以前、太陽光の申請が出ておまして、その関係であの解約が出ました。

○藤井会長 これ——が——を作りよった圃場じゃないですかね。

○事務局 そうですね。利用権は設定されておったんですけど、一応、その5条の申請の際に解約のほうも出まして。

○藤井会長 はい。分かりました。事務局に聞いても仕方ないんですけど、——ってこれ、いまだに認定農業者になっているんですよ。

○事務局 はい。現時点ではまだ認定適格法人ではあるんですけども、ただ代表の方が今ちょっと体調不良のため、現状、耕作ができていない状態が続いてはいますので、今後どうされるのかというのは今確認中です。

○藤井会長 あとで説明があると思うんですけど、皆さんにもちょっと知ってもらいたいんですけども、ここに認定農業者の一覧表があるでしょう。手元に皆さん、今回お渡しすることになっている。ここに———というのが——番にあるんですよ。この営農類型、水耕栽培になっているんですよ。———さんが今現在営農されとるのは、———を作られているんですけどね。これ申請を出すときに、——のあそこの———のところに水耕栽培の施設を造るっていう認定を取っとなですよ。今あそこは、廃品回収部か何かの建物になっていますから、これもう明らかに頓挫しとんですよ。これ認定農業者は向こうにいうてちょっと取り消さんにやいけん。一応、そういう状況です。どうぞ。

○11番 11番の池田です。13ページ、報告34号の7番、転用事由は家庭菜園となっておるんですけど、これ5条で出ておるんですけど、正確的には家庭菜園なら3条でいけないかどうか。私のほうでもあるんですけど、ちょっと水が入ってくるから田をかさ上げする。しかし、上は農地として使うという場合は、そのままなんですよ。その辺の関係はどうなんでしょうか。家庭菜園で5条になっている。

○藤井会長 事務局、説明してください。

○事務局 一応、家庭菜園ってなると、宅地という扱いになってくるんです。なので、一応その辺、申請があった際に、申請者のほうにもちょっと確認が取ったんですけども、しっかり耕作されるのでしたら3条でということもお伝えしたんですけども、5条で出しますということで、こういった申請の形になりました。

○11番 理由を家庭菜園にするのと畑にするのと、本人のどちらを選ぶかってことでできるということですか。

○事務局 畑ってということだったら、3条の許可になります。今回の家庭菜園の場合は、市街化区域の届出という形ですね。ただ、恐らく固定資産税等にも影響は出てくるかとは思われます。

○藤井会長 それは出てくるじゃろう。でも、あえて家庭菜園にしたいんよね。よろしいですか。ほかに何かございませんか。どうぞ。

○8番 先月5月の話、5月の雨が降った日になるんですけど、太陽光の施設の用水路などが除草作業されて、除草作業の刈草をその場に置かれておったらしいんですよ。それで、それが雨によって用水路に流れ込んで詰まったような状態になって、その下にある農地などがなかなか乾かん。何で乾かんのかなということで調べたら、刈草が詰まっていたらしいんですよ。

それで業者のほうに連絡したけど、なかなか連絡つかず、地元で処理をしたという話をちょっと

後から聞いたんですけど、その辺の対応的なことっていうのはどうかならんのだろうかというふうに、それとこれからさき梅雨に入って、そういう詰まりで冠水の危険性というか、下手するとあるんで、その辺の対応というか、もしも冠水すると太陽光なんか感電というか、そういう危険性もはらんでくるんじゃないかなと思うんですけど、この冠水するのも場所的な部分もあるかもしれませんが、その辺の迅速にどうにか、行政とかそういう対応をする方法はないのだろうかというふうに思いまして、対応していただければと思います。以上です。

○藤井会長 それは何、連絡がつかないというか、標識を見てからどなたかが連絡されたけど、連絡がつかなかった。

○8番 だから、そうだと思うんですけど、だから作業をして終わって、後からなんとかついたらんですけど、ちゃんとしてくださいよとは言われたらしいんですけど。

○藤井会長 最終的には業者と連絡が取れて確認がされたということなんですね。

○8番 そうです。

○藤井会長 これって現実にはあれですかね、あそこの管理責任者にはそんなに連絡がとっつきにくいような状況なんですか。

○事務局 こちらのほうで直接連絡とかはあまり取らないんですけども、そうですね。そこは会社の代表とかの連絡先が書いてあるかと思うので、ただ、そこがもしちょっと農転とかよく出す業者であれば、ちょっとこちらのほうからよくかかわる行政書士等もいたりするので、そちら経由でちょっと連絡を取ったりするケースも考えられるかと思います。

○藤井会長 許可を出すときに、確実に連絡を取れる連絡先を把握できるように、押さえとってもらいようにできませんかね、こっちで。

○事務局 今ちょっとほかの地区からも御相談いただいているんですが、太陽光が一带にある中の溝ですね、共有の溝のところの草刈りのほうをどうしたらいいかっていうのが、元農業委員さんのほうから御相談があったところがあるんですが、それでちょっと今現状として、うちのほうとしましては太陽光を設置された場所は農地ではないというところで、今、市の中では環境政策課が農地の草刈り、農地じゃない、太陽光になった部分の草刈りの指導とかは文章を出したりはしております。

そちらの方にちょっとその溝の部分についても相談に行ったんですが、やはりちょっとその所有が太陽光業者でない部分についてまで、みんなの共有の部分のところについてまで、その太陽光業者に指導はちょっと出せないということで、今回答をもらってまして、そこはその溝の部分になると地域でっていうようなことで言われてしまうのかなという今ところになっています。

○藤井会長 水路の清掃に関しては、太陽光発電の許可を出すときに地域との話合いで、それも条件に入れとるところも多々あると思うんですし、そのときの連絡先は当然こっちが取らないけん話で、そういう意味で連絡先はちゃんと押さえてもらわんと。今回の今の———の話は、草刈りはしと

るけれども、その後始末をちゃんとしない。それがみんな水路に流れるという話は多々ある話で、そこは環境政策課にお願いしますが、本来の今の立てつけはそうなんでしょうけれども、農業委員会としてもそれやりっぱなしじゃいけないでしょう。

○事務局 そうですね。連絡をしてお願いという形は取れるのかもしれないです。ちょっと文書で指導するとか、そういう。

○藤井会長 強制力はないかもしれんけれども、一応連絡先、管理責任者のあれもちゃんとプレートも貼っちゃうわけやし、そこで連絡がつかないというケースもあり得るわけだから、そういうことのないようにちゃんと連絡がつく先ぐらいいは、お願いレベルになるかもしれんけれども、連絡がつくような状況はつくっとかんと、これたらい回しされて誰もやらんでから結局とんでもないことになるね。そのぐらいいの連絡先ぐらいいはちゃんと、常時連絡取れるところ、それがもう間に入ってもらって、管理責任者でも連絡が取れるような状況はちょっとなんか整備できんかね。

○事務局 うちの農業委員会、それから環境政策課のほうもありますし、今後、今条例のほう、できつつあるというところもありますし、やはりうちと環境政策課が連携して、ちゃんとした連絡先とかつかめるように、そういう体制づくりしていかなくてもいけないかなと、お前がお前がってやると解決の糸口は何もつかないようになっちゃいますんで、一応そういう情報共有的なものは体制として整えておこうかなというふうに思っております。

○藤井会長 お願いします。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上で閉じたいと思います。

午後 3 時 15 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 6月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員